

沿岸広域振興局長告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年2月16日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市白浜字月山国有林3林班イ1小班地先から赤前第17地割32番1地先まで	新	m 54.7~8.5	m 1,201.9
	旧	52.0~6.4	1,201.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成28年2月16日から同年3月16日まで